相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡滑川町大字中尾三六九番地、最後の住所神奈川県大和市渋谷二丁目五番地一二　被相続人　亡　宮嵜　信彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

横浜市中区尾上町三丁目三〇番地一横浜フジタビル七階

相続財産管理人　弁護士　石黒　康仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市若山町経念二の部二二番地最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　末政　彰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

石川県珠洲市飯田町一一部六二番地一

相続財産管理人　司法書士　唐澤　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市明科光七四五番地一、最後の住所長野県松本市並柳四丁目五番B三―二四号　被相続人　亡　藤田　一登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

事務所長野県松本市沢村三丁目一番五号二階　相続財産管理人　長瀬　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字富田二丁目一番地四、最後の住所浜松市天竜区二俣町阿蔵四八五番地の一　市営住宅天神団地G棟一〇二号室　被相続人　亡　相馬　ルミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

浜松市北区細江町中川七一七二番地の一七八七、事務所浜松市北区細江町中川七一七二番地の一七八六

相続財産管理人　長谷川　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡松崎町松崎三七四番地二の四、最後の住所静岡県賀茂郡松崎町松崎三七四番地の二の四　被相続人　亡　玉井　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

静岡県下田市東本郷二丁目九番一五号　伊豆新聞社ビル三階

相続財産管理人　弁護士　山田　圭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市修成町五四四番地五、最後の住所三重県松阪市下村町八六九番地三　被相続人　亡　朝光　伸弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

三重県松阪市中央町三六番地二一

相続財産管理人　弁護士　川端　康成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区御前通今出川上る東入下る鳥居前町六六五番地、最後の住所京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町六六五番地　被相続人　亡　人長　良夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町一三六番地ヴェルドール御所一〇二号　京都リバティス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村松いづみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市長洲東通一丁目三六番地、最後の住所茨木市末広町一一番二三号　被相続人　亡　塚口　健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀市榛原額井九六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岡本　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　長澤　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市小倉三〇二番地八、最後の住所兵庫県丹波市山南町岩屋二〇〇四番地五みつみ学苑　被相続人　亡　服部　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十日

兵庫県丹波市氷上町犬岡一四番地

相続財産管理人　松尾　信幸

第23期決算公告　平成26年2月20日

仙台市若林区卸町二丁目1番4号
イマス卸町イーストンビル7階

株式会社土屋ホーム東北

代表取締役　中村　清一

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,312,684
	固定資産	364,478
	合計	1,677,163
負債及び純資産の部	流動負債	908,723
	固定負債	150,501
	株主資本	617,937
	資本金	115,000
	利益剰余金	502,937
	利益準備金	23,989
	その他利益剰余金	478,948
	（うち当期純利益）	(153,516)
	合計	1,677,163

第　2　期　決　算　公　告

平成26年2月20日

東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号

日本橋2丁目開発特定目的会社

取締役　見上　正美

貸借対照表の要旨

（平成25年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	10,854,086	流動負債	3,208
その他の資産	949,095	固定負債	3,682,180
流動資産	873,693	負債合計	3,685,389
繰延資産	22,219	社員資本	8,117,792
	53,182	特定資本金	500
		優先資本金	8,250,000
		剰余金	△132,707
		純資産合計	8,117,792
資産合計	11,803,182	負債・純資産合計	11,803,182

損益計算書の要旨

（自　平成24年11月1日　至　平成25年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	95,490
営業損失	95,490
営業外収益	145
営業外費用	—
経常損失	95,344
税引前当期純損失	95,344
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	96,554
前期繰越損失	36,153
当期未処理損失	132,707